

管理 No.	h111
--------	------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署： 保健所 保健予防 課
（ 医療給付 係 ／電話：93－8397 ）

根拠区分	法律 ・ 条例	
処分の名称	養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者に対する費用徴収	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	母子保健法 (昭和40年 8 月 18 日法律第141号)
	根拠規定条項	第21条の4第 1 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	母子保健法 (昭和40年 8 月 18 日法律第141号) 奈良市母子保健法施行細則 (平成14年3月29日規則59号)
	基準規定条項	法 第21条の4(第1項・第3項) 細則 第11条
	処分基準	1. 養育医療の給付に要する費用を支弁した市長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、世帯の所得に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 2. 1の規程により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特質の順位は国税及び地方税に次ぐものとする。
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係		
本票の作成日	平成29年2月1日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	